

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	都市建設部 住宅課
委託業務番号	令和4年度 長住委第10号
委託業務名称	長浜市公営住宅等維持管理業務委託
委託業務場所	長浜市内
業務の概要	市の管理する公営住宅等の効率的な運営のため、修繕業務や維持・点検業務、休日夜間の緊急対応業務等を、住宅管理の知見を有する業者に一体的に委託する。 ①修繕業務(小破修繕、入居前修繕、緊急修繕等) ②環境維持業務(除草、樹木伐採、害虫駆除等) ③住宅維持管理業務(火災/ガス警報器交換等) ④点検業務(建基法12条点検、消防/遊具点検等) ⑤休日・夜間対応業務(コールセンター業務等)
履行期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日
契約年月日	令和4年12月20日.
契約額(税込)	金279, 446, 090円
契約の相手方	滋賀県大津市京町三丁目5番12号 第6森田ビル3階 日本管財株式会社 滋賀事業所 所長 谷本 和彦
契約相手方の選定理由	当該業者の選定においては、公募型プロポーザル方式により企画提案書の提出を求め、同提案に関するヒアリングを実施し、その内容をプロポーザル選定委員会において評価した結果、日本管財株式会社 滋賀事業所 を契約の相手方として選定した。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>